

千葉県告示第1087号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から廃止の届出があったので、次の事業者を法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により告示します。

令和7年12月17日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定の種類
地域の茶の間 千葉県千葉市美浜区真砂1-10-17	NPO法人美浜未来 千葉県千葉市美浜区磯辺3-14-8 理事長 米山 正芳	令和7年 11月30 日	1230100818	特定相談 支援
			1270100546	障害児相 談支援